

甲府ブランド認定審査基準（農林産物部門）

【審査基準】

甲府ブランド認定要綱（以下「要綱」という。）第2の（3）に規定する農林産物（農産物、畜産物、林産物及びこれらを原材料として使用して生産した加工品をいう。）部門に係る審査基準を次のとおり定める。

1 共通認定基準

甲府市の優れた農林産物を「甲府ブランド」として認定するため、次の要件を基準とする。

（1）産地

①加工品

ア 甲府市で生産された農林産物を主原料として使用したものである。

イ 商品の付加価値を高めるための重要な要素が甲府市のイメージを向上させるものである。

ウ 甲府市内の事業者又は甲府市の産業振興に寄与する関係団体あるいはその構成員である。

②加工品以外

ア 甲府市で生産されたものである。

イ 甲府市内の事業者又は甲府市の産業振興に寄与する関係団体あるいはその構成員である。

（2）品質等

①特性（品質・味・外観等）に優れている。

（3）販路

①販路が確立されている。

②規模・効果が広い範囲にわたるものである。

（4）安全安心

①加工品

<必須項目>

ア 農薬取締法、JAS法、薬事法、飼料安全法等による処罰（懲役又は罰金）歴が過去3年間ないこと。

イ 食品衛生法による処分（営業停止など）歴が過去3年間ないこと。

ウ 商品として確立した生産技術の実績があること。

エ 品質管理体制が整っていること。

オ 品質の情報が開示されていること。

カ 生産体制が確立しており、継続的に生産・販売が可能であること。

キ クレーム処理体制が整っていること。

②加工品以外

<必須項目>

ア 農薬取締法、JAS法、薬事法、飼料安全法等による処罰（懲役又は罰金）歴が過去3年間ないこと。

<選択項目>（以下のうち、2項目以上満たしていること。）

ア エコファーマーの計画認定を受けていること、若しくはエコファーマーの認定歴があり、持続性の高い農業生産技術を実践していること。

イ GAP（農業生産工程管理手法）に取り組んでいること。

ウ 申請者自らが安全・安心について特筆すべき取組みを行なっていること。

エ 農薬、飼料等の使用について、適切に記帳を行っていること。

オ 畜産物については、定められた管理基準を遵守していること。

（5）甲府市らしさ（以下のいずれかを満たしていること。）

①甲府市の気候風土が育んだ特選農林産物（系統出荷等で農林産物出荷時の検査体制が整っている事業者の農林産物）である。（別表1の品目・品種ごとの基準を満たしていること。）

②巧な技が育んだ農林産物（個人出荷等で検査体制が整っていない事業者の農林産物）である。（別表2の品目・品種ごとの基準を満たしていること。）

③甲府市の伝承的、固有、又は甲府市で生まれた農林産物である。（品種特性等を明らかにすること。）

④甲府市の特産で市場評価が高い、又は物語性を持った農林産物である。（品種特性又は物語性等を明らかにすること。）

⑤地域振興に直結した取組により生まれた農林産物である。

2 品目・品種等に係る基準

共通認定基準に加え、1の（5）甲府市らしさの①及び②における農林産物については、その特性に応じた品目・品種ごとの基準を別表に定める。

その他の品目・品種等に係る基準については、認定審査会において必要に応じ定めるものとする。

3 認定の対象となる事業者に係る基準

「甲府ブランド」の認定に際し、次の要件を認定の対象となる事業者に係る基準として考慮し、認定を行うものとする。

①地域経済活性化を目的とした「甲府ブランド」を理解し、相互に協力し、認定品の育成・PRに貢献しようとする連帯感があること。

②農林産物の生産力向上や販売力の向上に対する旺盛な意欲があること。

③品質の向上や安全・安心の確保に高い意識を持ち、生産者・製造者責任に基づく誠実な対応ができること。

④1の（5）の①における農林産物を認定申請する者は、認証基準の品質確保のため、必要な検査体制が整備されていること。

⑤1の（5）の②における農林産物を認定申請する者で、検査体制が整備されていない場合は、品評会等により審査する。なお、この場合は品質保持に関する誓約書を添付する。また、次の基準を充たす者とする。

- ア 審査される品目の栽培経験が15年以上ある者。
- イ 2に掲げる品目・品種ごとの基準又は同等の基準を充たす農林産物の出荷実績が過去5年のうち3年以上ある者、または、第三者機関が相当の技術があると認める者。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から実施施行する。

この基準は、平成28年6月1日から実施施行する。

この基準は、平成28年8月1日から実施施行する。